

齒科醫になるには

業指導叢書
第五編

特231

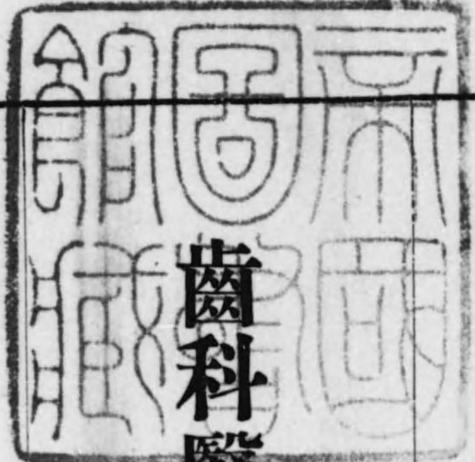
165



始



特231
165



歯科醫になるには

職業指導研究会編

職業指導叢書(第五編)

東京三友社發行



序

大海に船出するには羅針盤が必要である。これと同様に、數ある職業の中から吾々の一生を托する職業を選ぶには又職業選擇の羅針盤が必要である。職業指導書は、これから、人生々活の第一步を踏み出さうとする人達の爲に、陸軍々人、海軍々人、小學校教員、醫師、看護婦、産婆、美容師等々と、出来る限りの職業を網羅して、此等各職業の性質を説明し、かくくゝの職業に就くには、かくくゝの道順を通らねばならぬ、かくかくの業務を習得するには、かくくゝの手續きを踏まねばならぬと云ふことを叙述したものである。

人には各天分があつて何人も自己の天分に適應した職業を選ばなければ

ばならぬ。自己の天分に適應した職業を選ぶと云ふことは、單に自己の幸福の爲だけでなく、國家社會に對しても當然なさねばならぬことである。なんとすれば、國家社會は各人が各其の天分に應じて出来るだけ奉仕するところに其の發展が期せられるからである。

本叢書はそれ／＼其の道の専門家に依囑して、執筆してもらつたものであるが、紙數に制限あり、一方公刊をいそいだ爲に、或は多少の缺陷があるかもしれない。然しこれは他日の補正を期することにして、兎にも角にも本書の上梓が職業選擇の上に何等かの参考になるならば幸である。

編者識す

昭和八年六月

目次

第一章 齒科醫	一
第一節 齒科醫學	一
第二節 齒科醫の仕事	五
第三節 齒科醫の苦樂	六
第四節 齒科醫の風采と人格	七
第二章 職業の選擇	八
第一節 家族の關係	八
第二節 精神的特質	一〇
(一) 精神的特質	一〇

目

次

(一)	氣質	一三
(二)	己の能力	一五
(三)	仕事の仕振り	一六
(四)	社會性	一八
(五)	身體的特質	一八
第三節	經濟關係	二〇
第四節	齒科醫に適する人	二三
第五節	齒科醫になるには	二三
第一節	齒科の諸學校入學資格	二三
(一)	中學校及高等女學校卒業	二七
(二)	專檢(獨學者の道)	二七
(三)	實檢(獨學者の道)	四一

第二節	齒科醫學校	五三
(一)	齒科醫學校の變遷	五三
(二)	學校の選擇	五四
(三)	齒科醫學專門學校の部(修業年限四箇年)	五五
(四)	齒科醫學學校の部(修業年限三箇年)	六七
(五)	體格検査の標準	七一
(六)	齒科醫學專門學校卒業者の就職狀況	七一
第三節	齒科醫師試驗	七三
(一)	齒科醫師試驗の變遷	七三
(二)	齒科醫師試驗規則	七四
第四節	齒科醫師法	八〇
第四章	齒科醫の現状	八六

第一節 齒科醫師の分布状態…………… 八七

(一) 齒科醫師數と人口…………… 八七

(二) 開齒科醫なき町村…………… 九七

(三) 科齒醫師の缺除原因…………… 九六

第二節 齒醫師の經濟状態…………… 一〇一

齒科醫師になるには

第一章 齒科醫

第一節 齒科醫學

齒科醫學といふと只醫學の分科であるといふ風に解釋して、眼科や耳鼻咽喉科などと同じものであると考へる人もあるが、それは誤りである。

勿論齒科醫學が醫學の一分科であることには間違ひないが、眼科や耳鼻咽喉科とは違つて一つの獨立した一分科となつてゐる。眼科や耳鼻咽喉科は全く一般醫學の範圍の中にあるもので、その學問上の系統も其の基礎科學も違つて居ない。ところが齒科醫學は普通醫學と關聯はしてゐるが、他方工藝學とも密接な關聯を持つてゐる。齒科

醫學上の補綴技術などはこの工藝學の智識によつて完成されるものである。勿論一般醫學にも此の工業的方面の應用がないといふわけではないが、齒科醫程重大な位置を占めて居ない。

この療病と補綴の二方面は、齒科醫學の上では、車の兩輪のように相關聯してゐる。今一般醫學と齒科醫學との關係を明にするために、兩者の基礎學科及び應用學科を表にあらはして見よう。

一般醫學	
基礎學科	應用學科
解剖學 組織學 生理學 生化學 醫學	(一) 療病上應用科 臨床醫學 內科 外科 產科 婦人科 小兒科 精神病科 眼科 耳鼻喉科 鼻科 口腔科 咽喉科 胃腸科

心理學 生理學 病理解剖學 藥物學 細菌學 衛生學 醫事統計	(二) 皮膚科 泌尿器科 衛生上應用科 衛生學 (三) 法律上應用科 法醫學 (附) 醫制
--	--

基礎學科 解剖學 組織學 胎生學 生理學 生化學 心理學	(一) 療病上應用科 齒科治療學 齒科手術學 (充填學) 口腔外科學 (二) 補綴上應用科 齒科技工學 齒冠繼續及架工學
--	---

歯科醫師になるには

<p>甲</p> <p>病理學 齒科病理學 藥物學 細菌學 齒科醫學史 齒科醫事統計 醫人道義學 冶金學 齒科材料學 審美學</p>	<p>乙</p>
<p>(三) 矯正上應用科 矯正齒科學</p> <p>(四) 衛生上應用科 口腔衛生學</p> <p>(五) 法律上應用科 齒科法醫學 (附) 醫制及齒科醫制</p>	

四

右の表によると、醫學には一種の基礎學科と、三種の應用學科があり。齒科醫學には甲と乙の二種の基礎學科と五種の應用學科がある。これによつて、齒科醫學は、醫學の一分科ではあるが他の分科とは自らその趣の異つてゐることがわかるであらう。即ち齒科醫學は基礎學科に、乙に示したような工學的方面の學科があると同時に、その

應用學科の中に(二)にあるような補綴上應用科と(三)に示したような、矯正上應用科とがある。

齒科醫學の此の工學的の學術は、一般醫學にあるものとは違ひ、一種特別なもので齒科技工學、齒科繼續及架工術、齒科充填學、矯正齒科學等は明に一學科をなして居り、その系統は明に醫學と異つてゐる。

そこで齒科醫學とは何かといふと、醫學及工藝學を基礎とし、その學識技能を應用して、齒牙の保全を計ると同時に、其の附近の組織に及すところの爲害作用の原因を調査し、その救治及豫防を研究するものであると云ふことが出来る。

第二節 齒科醫の仕事

以上齒科醫學に付て述べたところから、齒科醫のする仕事はどんなものであるか、大たい推量されたことと思ふが、以下なほくはしく述べてみよう。

齒科醫の仕事大體二つに分かつことが出来る。その第一は齒牙に關係した疾病の治

療であつて、第二は金、銀、白金、セメント等を用ひて行ふ歯牙の補綴所置である。歯科醫の行ふ補綴所置は、義眼や義足などとは違つて、口腔内の種々な機能障害、例へば、發音、言語、食物の攝取、咀嚼運動等の障害を改善すると同時に、疾病を豫防し、更に顔貌の醜さをおる程度まで改善するものであるから、これ等の所置は、常に審美的でなければならぬ。又時としては、嚥下運動の障害をも補綴と同時に恢復させる必要を生ずることもあり、實に複雑な技術が必要である。然もこれ等の補綴所置は、普通醫のように稀に行ふものではなく、常にどんな患者にも行はなければならぬ。従つて歯科醫たるものは、醫學の専有學科の外に多方面の學識が必要であるだけでなく又巧妙な技術家でなければならぬ。

第三節 歯科醫の苦樂

何人にも共通な最も幸福な感じは人に奉仕した時の心持であらう。歯科醫は（勿論普通の醫者も）苦痛に悩む多くの人々に接して其の苦痛を癒してやるものであるから

他の職業の者とは違つて人からの感謝は直接であると云ふ事が出来る。齒痛といふものは一種類列のない痛みであつて、激しい時には食物も攝れず顎をかへて轉げ廻るような事もある。さういふ時に歯科醫は、普通の醫者程頻繁ではないが、矢張り夜中でも叩き起されることもある。しかしどんな苦しみも患者をその苦痛から早く心から感謝を受けた時の事を考ふれば、そこに醫者に與へられた幸福があるであらう。

第四節 歯科醫の風采と人格

「君子は容貌愚なるが如し」といつて人間の人格は其の風采によつて一がいに決定されるべきものではないが、患者の中には、醫者の人格を洞察し得るような人は少なく、多くは風采態度を以て、其の醫者を信頼する一つの條件とするのが普通である。風采の立派な醫者の言ふ事は、嘘でも之を信じ、風采の上らぬ醫者の言ふ事は本當でも信じないといふようなことはあり勝のことである。それで常に其の風采態度を整へて餘り見苦しくないようにしなければならぬ。而し風采は外面のことで圓滿な「人格」こそ

醫者にとつて、何物にもまして尊い要素である。「醫は仁術なり」といふ事は、人格の高潔な醫者であつて初めて實視し得られることであつて、人間最後の勝利は、矢張りこの人格の如何に依るものである。

第二章 職業の選擇

第一節 家族の關係

瓜の蔓には茄子はならぬ。といふ諺の様に昔から偉い人の子孫には偉い人が生れた例は極めて多い。米國歴代の大統領中アダムス二人は親子、ハリソン二人は祖父と孫グラントとクリブランドとは従兄弟で兩方共大統領アロンパーの一族であつた。ジエナサンエドワードと云ふ人は十一人の子供を持ち、其中二人が大學總長になり、五人が名士の妻になり、其の子孫はエドワード誕生後二百年間に於て、大學卒業者三百名以上に及び、大學總長になつた者が十四名、大學教授になつた者が六十五名辯護

士が三十名、判事が六十名、醫者が六十名、宣教師が百名、政治家が八十名、文學者が六十名、鐵道汽船會社々長が十五名、これが合衆國及海外に散在して活動して居たと云ふ。

東洋に於てもこういふ例は、澤山ある孔子の父は大夫であつたが祖先の微子啓は殷の紂王を練めた賢人でした。我國では菅公は、四代も續いた文章博士の家に生れ、頼三陽の父、春水、祖父杏坪は學者でした。林羅山、春齊、鳳岡、それから藤原の定家と惺窩、伊藤仁齋と東涯、近くは大槻盤溪と如電、文彦(言海の著者)又、箕作玩甫氏の三人の女子中、長女からは統計學の大家吳文聰、醫學博士吳秀三が出て居り、次女が蘭學者菊地秋坪に嫁して、菊地大麓、箕作佳吉、箕作元八の三博士を生んでゐる。

これ等は皆瓜の蔓に瓜のなつた例である、さればといつてよい種は必ずよい實を結ぶといふわけのものではなく、かなりよい系統に生れながら、生來愚鈍なものもあり又環境によつては、よい芽を出して居りながら悪い實を結ぶこともある。然し概して學者の子孫は學者に適した性質を持つて生れ、文人の子孫には文人が多く、畫家の家

には畫家の生れることが多い。百姓の子から學者となり、町人の子から大臣となつたものでもさういふ人々の先祖は、多くはどこか普通の人よりすぐれた點を持つてゐたことが多いのである。それ故に家族の中のすぐれた人物なり特徴ある人々を調査するならば、其處に何等かの特色が発見されて、自己の職業決定の上に何等かよい指針を與へてくれるであらう。

中には職業の世襲と云ふことを只單に封建時代の遺風に過ぎないといふ風に考へてこれを輕蔑する者もあるが、父祖の職を受繼ぐといふことは、以上述べたようにその職に適した性質を具へてゐるだけでなく、幼少の時からその職業に理解を有して居るといふ點から考へても、好ましいことである。

第二節 精神的特質

(一) 精神的特質

人の心には三つの方面がある。即ち智・情・意の三つがそれである。此等は各別々の

作用をなすものではないが、數學の問題を解く場合、活動寫眞を見てゐる場合、朝ねむいのを無理に起きようとする場合等各々同一の動きでないことはだれでもわかることである。或時は理智が心を主宰し、或時は感情で胸が一ばいになり、又或時は意志の力で金鐵をも貫くやうな勢になることもある。是等智情意の作用は、各人によつて皆違ふものであつて、十人よれば十人共それぞれ違つた智情意の働きを持つてゐる。そこで個人的に皆違つた型が生じて來る。

人の心の状態はこのやうに皆同じではないと同様に、同一の人であつても、其の心の状態は時と共に變化する。例へば小學校時代には歴史や地理が好きだつたものが、中學時代になつてからさきらひになつたり、小學校時代理科が出来なかつたのに中學時代になつてから、理科に興味を持つやうになつたといふやうなことは、珍らしくない。

此の様に人の心は、智情意共に絶えず變化して行くものであるが、よくふりかへつて見ると又變らない部分もある。だから自分は將來どの方面に進んで行くべきかを決

定するためには、現在の自分の心をよく見ると同時に過去から現在までの過程を靜に反省して見る必要がある。

此の目的の爲に現今では心理査定といふことが行はれて居り、相當正確に判定し得るやうであるが、然し絶對的のものではない。一回や二回の査定だけでは、直に之を職業決定の標準とすることが出来るかどうか疑はしい。それ故に讀者は先づ己に關するすべての材料と、己の心の内觀、長上の己に關する觀察等で判斷を下さなければならぬ。

次に

- (一) 氣質
 - (二) 能力(興味、長所、短所等)
 - (三) 仕事振
 - (四) 社會振
- の順序でどんな人が齒科醫に適するかを考へてみやう。

(二) 氣 質

人間の氣質は大たい次の四種に分けることが出来る。

イ、快濶な人(多血質)

そは／＼せか／＼と何となく落つかず、物事に倦き易い感じは速いが深酷でない快濶で活動的ではあるが他の人の説にすぐ共鳴雷同するといふ型の人である。これは多血質の人の特性で、こういふ人は餘り浮沈のない職業を選ぶべきである、最も冷靜を必要とする醫者、殊に細い技術を必要とする齒科醫には適しない。

ロ、熱血性の人(膽汁質)

強情で高慢で我儘なところはあるが、自分の善いと信じたことは不撓不屈の決心を以てどこまでもやり通すといつた種類の人である。こう云ふ人は一般に實業的方面が適當であるが、色々の束縛によつて絶えず壓迫されるやうな仕事では、強情や高慢が障害となる。學者、實業家、辯護士などは適當であるが、色々の病人を相手とする醫者には適當だとは言へない。

ハ、憂鬱性の人(神経質)

感情の強い人である。容易に感^{かん}激^{げき}しない代りに、一度強く感^{かん}激^{げき}するといつまでも忘れ得ぬ性分がこの神^{しん}經^{けい}質^{しつ}の人の特徴である。併^ひし反^{はん}面^{めん}に仕事^{しごと}が緻^ち密^{みつ}で無^む口^{くち}、着^{ちやく}實^{じつ}にして信^{しん}義^ぎを重^{おも}じ、正^{せい}義^ぎを尙^{たう}び、非^ひ行^{ぎやう}爲^ゐを惡^{にく}む情^{じやう}が常^{じやう}に強^{かち}い。總^{そう}じて憂^{ゆう}鬱^{うつ}性^{せい}の人は凝^こり性^{せい}で一^{いっ}事に全^{ぜん}力を傾^{かた}倒^{たう}して奇^き人^{にん}的^{てき}傾^{かた}向^{かう}を持^もつ事^{こと}さへあるが、こ^こういふ人^{ひと}には醫^い者^{しや}よりも文^{ぶん}學^{がく}者^{しや}とか技^ぎ術^{じゆつ}家^かのやうな刺^さ戟^{げき}の少^{すく}い職^{しやく}業^{ぎやう}が適^{てき}當^{たう}である。

ニ、不活潑な人(粘液質)

粘^ね液^{えき}質^{しつ}の人は物^{ぶつ}事^じに對^{たい}して感^{かん}じが強^{かち}く動^{くわん}作^{ぜん}も緩^{くわん}漫^{まん}、無^む頓^{とん}着^{ちやく}だけれども、我^{わが}慢^{まん}強^{かち}いこと、粘^ねり氣^きの強^{かち}いこと、判^{はん}斷^{だん}の正^{せい}確^{かく}なこ^{こと}などに異^い狀^{じやう}な長^{ちやう}所^{じよ}を持^もつて居^ゐり、機^き敏^{びん}ではないが冷^{れい}靜^{じやう}に熟^{じゆく}慮^{りょ}する性^{せい}質^{しつ}である。それ^{それ}で冷^{れい}靜^{じやう}で大^{だい}膽^{たん}を必^{ひつ}要^{やう}とする醫^い者^{しや}には最^{さい}も適^{てき}當^{たう}であるかもしれない。

人の性^{せい}質^{しつ}は大^{だい}たいこの四^{しか}の型^{がた}に適^{てき}合^{ごう}するものであるが、何^{なに}人もこの四^{しか}型^{がた}を併^ひ有^{ゆう}してゐるもので、これ^{これ}を鑑^{かん}別^{べつ}することは中^{ちゆう}々^ざ困^{くわん}難^{なん}である。

(三) 己の能力

次^{つぎ}には自^じ己^この能^{のう}力^{りき}を考^{かう}へなければならぬが、これ^{これ}は自^じ分^{ぶん}の學^{がく}業^{ぎやう}成^{せい}績^{せき}や學^{がく}課^かに對^{たい}する好^{こう}惡^{あく}など^{など}に訴^{うた}へて判^{はん}ずべきである。職^{しやく}業^{ぎやう}は最^{さい}も興^{きやう}味^みがあり己^{おのれ}の最^{さい}も長^{ちやう}所^{じよ}とする性^{せい}質^{しつ}に適^{てき}したものを選^{えら}ばなければならぬ。

イ、興味

己^{おのれ}の興^{きやう}味^みが文^{ぶん}藝^{げい}に傾^{かた}き、國^{こく}語^ごや作^{さく}文^{ぶん}、英^{えい}語^ご等^らに秀^{しゆ}でて文^{ぶん}學^{がく}書^{しよ}を耽^{かん}讀^{どく}するやうな人は、文^{ぶん}學^{がく}者^{しや}、文^{ぶん}士^しとして好^{こう}ま^ましい人^{ひと}である。理^り科^かや數^{すう}學^{がく}、博^{はく}物^{ぶつ}などが最^{さい}も得^{とく}意^いで實^{じつ}験^{けん}や採^{さい}集^{じつ}を唯^{ただ}一の遊^{ゆう}戲^ぎとしてゐるやうな生徒^{せいと}は自^じ然^{ぜん}科^か學^{がく}者^{しや}や醫^い者^{しや}、農^{のう}業^{ぎやう}家^か、數^{すう}學^{がく}者^{しや}等^らの天^{てん}分^{ぶん}を持^もつてゐると言^いひ得^{とく}る。又^{また}小^{せう}學^{がく}校^{がう}時^じ代^{だい}か^から圖^ず畫^が、手^て工^{こう}など技^ぎ能^{のう}方^{ほう}面^{めん}に興^{きやう}味^みを持^もつてゐる者は技^ぎ術^{じゆつ}家^かや美^び術^{じゆつ}家^かに向^{むか}く人^{ひと}である。若^{わか}し前^{まへ}者^{しや}のやうな天^{てん}分^{ぶん}と後^{あと}者^{しや}のやうな特^{とく}質^{しつ}とを兼^かね具^ぐへて居^ゐる人^{ひと}があるならば、多^た方^{ほう}面^{めん}の醫^い學^{がく}的^{てき}智^ち識^{しき}とすぐれた技^ぎ術^{じゆつ}とを必^{ひつ}要^{やう}とする齒^し科^か醫^いには最^{さい}も適^{てき}切^{せつ}な人^{ひと}であらう。

ロ、長所と短所

何人にも長所もあり短所もあるもので、一職業に必要な要素を皆具へてゐる人はない。どこかに不適當な性質を持つてゐる。それで職業を選ぶに當つては、自己の反省或は長上の鋭敏な洞察によつて自己の短所を見出し、その短所は果して自己の修養鍛錬によつて除去し得るものであるかどうかを考へることが必要である。若し到底除去し得ないやうな短所を持つたまゝ自分に不適當な職業に就くならばその爲に思はぬ失敗を招くであらう。

(四) 仕事の仕振り

仕事の仕振りにも色々あるもので、これを考察することも又職業を決定する上に役立つものである。

イ、直進的

始めから終止變化なく一貫する

ロ、律動的

仕事をやる上に速くなつたり遅くなつたり、身がは入るかと思ふと氣が抜けると

いつたやり方

ハ、掉尾式

始め遅くてまづいが、終に行く程仕事の質も量もよくなるもの

ニ、龍頭式

掉尾式とは反對に、始め勢よく中間以後がまづくなるもの

ホ、中止式

途中で仕事を中止放任するもの

ヘ、停滞式

仕事が出来て停止勝のもの

製圖をやる技師や畫家や學者などは直進式でなければならぬ。律動式の者は各所に轉々とするやうな職に適してゐる。ホへ、のタイプの者は何事にも成功することはむづかしい。

醫者として最も適當なのは矢張り直進式である。仕事に身がは入つたり、は入らな

かつたり、始め丈よくて後がまづかつたり或は途中で仕事を止めるやうな醫者では患者こそいゝ迷惑である。

(五) 社會性

人々の交際の状態を考へて見るとこれ又色々なタイプがあるので、友達は多くあるがあまり友情の厚くないもの、一二人の兄弟も及ばぬ親しい友を持つてゐるもの、友達の間で常に勢力を占めて親分株になつてゐるもの、級會や同窓會などで色々奔走することを好むもの他の者と接することを避けて獨りコツ／＼と刻苦精勵するもの等がある。

醫者としては、多くの患者に接するのであるから多くの者から好感を持たれて友を多く作るタイプの者がよい。

第三節 身體的特質

人間が職業を営む場合の最も大切な資本の一は身體である。それ故に職業を選ぶ上

には精神能力の判定と共に、又身體的能力の判定も必要である。

第一に先づ自分の體格や體質がどんな職業に向つたならば最大の能率を發揮し得るかを考へなければならぬ。

體格の堂々とした人は政治家、外交官、辯護士等に適する。醫者としては必ずしも堂々たる風采態度を必要とするとは限らないが、前章に於ても述べたやうに、餘り風采の上らない人は新患者などから信頼されることが少い。それから體質の點から言ふならば、勞働者のやうに頑健とまでは行かなくとも、かなり健全な身體を必要とする事は勿論である。前章「齒科醫の苦樂」のところでも、述べたやうに、相當苦しいこともあり又危険な事もあるからそれに堪え得る丈の身體の所有者でなければならぬ。病人としても不健康さうな醫者に見てもらふのは決して氣持のよいものではない。

第二に職業の選定にあつて、自分の身體的缺陷を考慮することも又必要なことである。

例へば色盲の人は畫家や技術家には不適當であるが音樂家や文章家には差支ない。

又難聴なんちやうの人は音楽家には不適當でも畫家ぐわがなどには差支ない。醫者としては色盲や難聴の人は不適當である。又ひどい發音障害はつおんや惡臭のある者も、醫學者いがくしやとしてはともかくも病人を取扱とりあつかふ醫者としては不向な人である。(第三章専門學校の身體検査の標準の項参照)

第四節 經濟關係

どんな職業を選択せんたくするにしても、それ相當の準備じんびを必要としないものはない。先づ準備として必要なのは即ち學校教育である。勿論職業もちろんしよくけふによつては全然學校教育なしでも獨力によつてその目的もくてきを達することも不可能ではないが、現今げんこんに於てはそれはなか／＼容易なことではない。殊に醫者になるには文部省指定の醫科大學たいがく或は専門學校を卒業しなければならぬ。獨學どくがくは全然不可能である。學校を卒業しなければならぬとすると其卒業までの經費けいひを考慮しなければならぬ。今中學に入學してから専門學校せんもんがくを卒業するまでにどれ位の費用ひやうを要するかといふと大たい次のやうになる。(齒科醫と

なるまでを標準へうじゆんとし、下宿生活をするものとして)

中學時代 一ケ年六百圓の割 五ケ年 三、〇〇〇圓

専門學校 一ケ年七百二十圓の割四ケ年 二、八八〇圓

合計 五、八八〇圓

學校時代の費用丈で約五千八百圓位必要であるが、更に醫者として開業するまでに
は

開業豫備時代 約一ケ年と見て 六〇〇圓

開業費 二〇〇〇圓

合計齒科醫になるには少なくとも總計八千四百八十圓のお金が必要である。

右は概算であるが兎に角中學時代から開業くわいげふまでに、七八千の費用が必要である。それで齒科醫しよくわいとならうと思ふ者は(齒科醫のみではないが)家庭から支出するとしても自分が働はたいて作り出すとしても、とに角これ丈の費用に堪たへ得る人でなければならな
50.

第五節 齒科醫に適する人

大分細い事まで述べてやゝ冗長であつたが、以上の中から齒科醫となるに適當な性質境遇を約して見る。

- (一) 祖先或は親族に醫者として成功した者があり、祖父或は父が醫者である場合
- (二) 性質は粘液質の人
- (三) 理科、數學、博物、圖畫、手工等に興味を有する人
- (四) 仕事の仕振りの直進的なる人
- (五) 多くの人に好感を持たれる性質の人
- (六) 風采の整つた人
- (七) 身體健全な人
- (八) 色盲・難聽等身體的缺陷のない人【第三章第二節(五)參照】
- (九) 經濟的に恵まれた人

以上は齒科醫として適當な性質境遇であるが、勿論絶對的なものではない。讀者は之等を參考として自らを省み、又長上や知己の意見をもたづねて、然る後に己の進むべき道を決するがよい。

第三章 齒科醫になるには

第一節 齒科の諸學校入學資格

齒科醫師法第一條に次のやうな規程がある。

第一條 齒科醫師タラムトスル者ハ左ノ資格ヲ有シ内務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

- 一、文部大臣ノ指定シタル齒科醫學專門學校ヲ卒業シタル者
- 二、齒科醫師試験ニ合格シタル者
- 三、外國齒科醫學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ齒科醫師免許ヲ得タルモノニシテ命令

ノ規定ニ該當スル者

この二の齒科醫師試験資格はどの程度かと云ふと、齒科醫師試験規則第四條に次のやうに規定してある。

第四條 齒科醫師試験ハ中學校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ノ卒業生又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ修業年限三箇年以上ノ齒科醫學校ヲ卒業シタル者ニアラサレハ受クルコトヲ得ス

これによつてわかるやうに、齒科醫師になるにはどうしても三箇年以上の齒科醫學校及至は齒科醫學專門學校を卒業しなければならぬ。專門學校に入學するには又中學校、高等女學校卒業生又はこれと同等以上の學力ありと指定された者、所謂「專檢指定者」の何れかでなければならぬ。

前述の様なる理由によつて齒科醫師にならうと思ふ者は小學校を卒業後、中學校か高等女學校に入學するか或は專檢指定を受けるかしなければならぬ。專檢指定者といふのは左記の者である。

▲中學卒業生と同等の指定者

- 「專檢」合格者
- 「實檢」合格者。(但し昭和三年度以後の合格者に限る)
- 師範學校 元尋常師範學校 元師範學校高等師範學校卒業生
- 陸軍中央幼年學校本科卒業生
- 東京府私立明治學院中學部 東京府私立青山學院中學部 東京府私立慶應義塾普通部等の如き、中學に相當する學校の卒業生
- 朝鮮高等普通學校補習科卒業生
- 陸軍士官學校豫科一年修了者
- 高等學校高等科第一學年修了者
- 修業年限三年の大學豫科一學年修了者
- 男子實業學校卒業生(但し尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限五年、高等小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限三年若しくは之

と同等以上の實業學校卒業者に限る

- 小學校本科正教員免許狀所有者（但し男子にありては英語に付小學校本科正教員試験檢定に合格したる者又は英語に付小學校專科正教員免許狀を有する者に限る）

- 海軍機關學校、海軍經理學校、海軍兵學校第一學年修了者（但し大正九年以後の入學者に限る）

- 農林省所管水産講習所本科第一學年修了者（但し大正十一年以後の入學者に限る）

- 外國の學校を卒業したる者にして文部大臣の認定したる者

▲高等女學校卒業者と同等の指定者

- 女子「專檢」合格者
- 女子「實檢」合格者（但し昭和三年以後の合格者に限る）
- 女子師範學校卒業者

- 師範學校女子部卒業者

- 私立高等女學校卒業者

- 修業年限二年の高等女學校高等科に入學することを得る者

- 實科高等女學校及高等女學校實科卒業者

- 女子實業卒業者（但し尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限四年、高等小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限二年若しくは之と同等以上の實業學校の卒業者に限る）

- 小學校本科正教員免許狀所有者

- 外國の學校を卒業したる者にして文部大臣の認定したる者

(一) 中學校、高等女學校卒業

齒科醫學專門學校に進すすまうとする者は先づ中學校、女學校に入學するのが正道である事情の許ゆるす限りこの道を選えらぶがよい。

(二) 專檢（獨學者の道）

專檢といふのは中學校、實業學校（從前の甲種程度）師範學校、高等女學校、女子實業學校等を卒業しない者に此等の學校の卒業者と同等の資格を付與するところの「専門學校入學者檢定試験」を言ふので、これに合格すれば前記の學校の卒業と同様各種高等専門學校に入學も出来るし、普通文官其他に任ぜられることも出来る。此の檢定規程は明治三十六年三月文部省令第十四號で公布され、大正十三年十月改正された。

先づ「專檢規程」の全文を舉げてみよう。

●専門學校入學者檢定規定

- 第一條 専門學校ノ本科ニ入學セントスル者ニシテ中學校若ハ修業年限四年以上ノ高等女學校ヲ卒業セサル者ハ本令ニ依リ學力ノ檢定ヲ受クベシ
 - 第二條 檢定ヲ分テテ試験檢定ト無試験檢定トス
 - 第三條 試験檢定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行フ
- 試験定ノ出願期限、試験施行ノ日及場所ハ豫メ官報ヲ以テ告示ス

第四條 試験檢定ノ學科目其ノ程度ハ中學校若ハ修業年限四年ノ高等女學校ノ各學科目及其ノ程度トス

但シ中學校若ハ高等女學校ニ於テ加除シ又ハ課セサルコトヲ得ル學科目ハ之ヲ省ク

第五條 試験檢定ヲ受ケントスル者ハ受験願書（第一號書式）ニ左ノ書類ヲ添へ受験地ノ地方廳ヲ經由シ文部大臣ニ出願スヘシ

- 一 履歷書（第二號書式）
- 二 戶籍抄本
- 三 寫眞（手札形トシテ出願前三月以内ニ脱帽シテ撮影シタルモノニシテ裏面ニ撮影年月日、本籍 氏名ヲ記載スヘシ）
- 四 第七條第二項ニ依リ證明書ノ寫又ハ大正七年文部省令第三號第六條第二項ニ依ル證明書ノ寫
- 五 第八條ノ資格ヲ證明スル書面

第六條 試験檢定ヲ受ケントスル者ハ手數科トシテ金五圓ヲ納入スヘシ

第七條 試験檢定ニ合格シタル者ニハ合格證書(第三號書式)ヲ交付ス試験檢定ヲ受ケタル者ニシテ之ニ合格セサルモ受験科目中合格點ヲ得タルモノアルトキハ其ノ證明書(第四號書式)ヲ交付ス

前項ノ證明書ヲ有スル者ニシテ試験檢定ヲ出願シタルトキハ當該學科目ノ試験ヲ免除ス

前項ノ規程ハ大正七年文部省令第三號第六條第二項ニ依ル證明書ヲ有スル者ニ付之ヲ準用ス

第八條 試験檢定ノ學科目中一科目又ハ數科目ニ就キ中學校若ハ修業年限四年ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト認ムル者ニ對シテハ當該學學科目ノ試験ヲ免除ス

第九條 合格證書ヲ有スル者其ノ氏名本籍ヲ變更シ又ハ合格證書ヲ亡失毀損シタルトキハ其ノ書換若ハ再交付ヲ出願スルコトヲ得

前項ニ依リ合格證書ノ書換若ハ再交付ヲ出願スル者ハ手數科トシテ金一圓ヲ納付スヘシ

第十條 試験ニ關シテ不正ノ行爲アリタル者ニ對シテハ其ノ試験ヲ停止シ

尙期間ヲ定メテ試験ヲ受ケシメサルコトアルヘシ大正七年文部省令第三號高等試験令第七條及第八條ニ關スル件第八條ニ限り試験ヲ停止セラレル者ハ其ノ停止セラレタル期間本令ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

試験ニ關シ不正ノ行爲アリタルコト後日發覺シタルトキハ既ニ交付シタル合格書又ハ證明書ハ其ノ效力ヲ失フ

第十一條 無試験檢定ハ當該專門學校ニ於テ入學ノ際之ヲ行フ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得ル者ハ文部大臣ニ於テ專門學校入學ニ關シ中學校若ハ修業年限四年ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定シタル者ニ限ル

前項ノ指定ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十二條 本令ニ依リ納付スヘキ手數料ハ收入印紙ヲ用ヒ之ヲ願書ニ貼付スヘシ其

ノ既ニ納メタル後ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ施行ノ際現ニ専門學校入學者試験檢定施行ニ關スル手續ヲ開始シタルモノニ在
リテハ當該試験ニ關シ仍從前ノ規程ニ依ル

第一號書式 (用紙半紙)

受 驗 願 書

本 籍



現住所

外國語ノ種類

氏

名

年 月 日 生

免除學科目

私儀専門學校入學者檢定規程ニ依ル試験相受度書類ヲ具シ此段相願候也

年 月 日

氏

名

文部大臣宛

(記載注意)

- 一、外國語受験ノ場合ハ其ノ種類(英語、獨語、又ハ佛語)ヲ明記スヘシ
- 二、免除學科目アル場合ハ其ノ學科目名ヲ記載スヘシ
- 三、出願者氏名ノ漢字ニハ振假名ヲ附スヘシ

第二號書式 (用紙半紙)

履 歷 書

本 籍

第三章 齒科醫になるには

現住所

氏

名印

年 月 日 生

學 業

- 一、年 月 何學校何學科第何學年ニ入學何年何月何日卒業(目下在學中)
- 一、年 月 何年度施行專門學校入學者試験檢定ニ於テ何學科目證明書受領
- 一、年 月 何教員免許狀受領

業 務

- 一、年 月 何官職拜命若ハ何業ニ從事何年何月何事由ニ依リ退官職若ハ廢業

賞 罰

- 一、年 月 何事由ニ依リ何賞若ハ何罰ヲ受ク身上ニ關スル事項

(記載注意)

- 一、業務ハ現在若ハ最近ノ經歷ニ限リ記載スヘシ

- 二、賞罰ハ經歷上特ニ重要ナル事項ニ限リ記載ヌヘシ
- 三、身上ニ關スル事項ハ本籍氏名ノ變更等身上ノ異動ヲ詳記スヘシ

第三號書式

昭和 年 第 號

合 格 證

本籍

氏

名

年 月 日 生

右ハ專門學校入學者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタルコトヲ證ス

年 月 日

文 部 省 印

第四號書式

第三章 歯科醫師になるには

證明書

本籍

氏

名

年 月 日 生

右ハ専門學校入學者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ於テ左記學科目ニ就キ合格點ヲ得タルコトヲ證明ス

年 月 日

文 部 省 印

試験檢定施行	年 月	合格點ヲ得タル學科目
--------	-----	------------

(注意) 第二條の「無試験檢定」といふのは、第十一條の「當該専門學校ニ於テ入學

ノ際之ヲ行フ」とあるもので、之は中學卒業者及び中學卒業者と同等以上の學力を有する者で、其等は專檢の規定としては、檢定試験はせずに高等専門學校に入學することが出来る。尤も入學の選抜試験は各學校が勿論行ふので、之は別問題である。

尙第三條に、毎年少くとも一回行ふとあるが、之は現在年二回四月初旬九月初旬に施行されてゐる。

● 試験科目

第四條の試験科目は、中學必須科目の全體で、英語(英文和譯 英文英譯) 數學(算術、代數、平面幾何、立體幾何、三角法)、國語(解釋、文法、書取作文) 漢文、博物(植物、動物、生理衛生、鑛物、博物通論) 物理、化學、歴史(日本史、東洋史、西洋史) 地理(日本地理、外國地理、地理通論) 修身、圖畫(用器畫、自在畫) 體操の十二科目で試験程度は勿論中學卒業程度である。

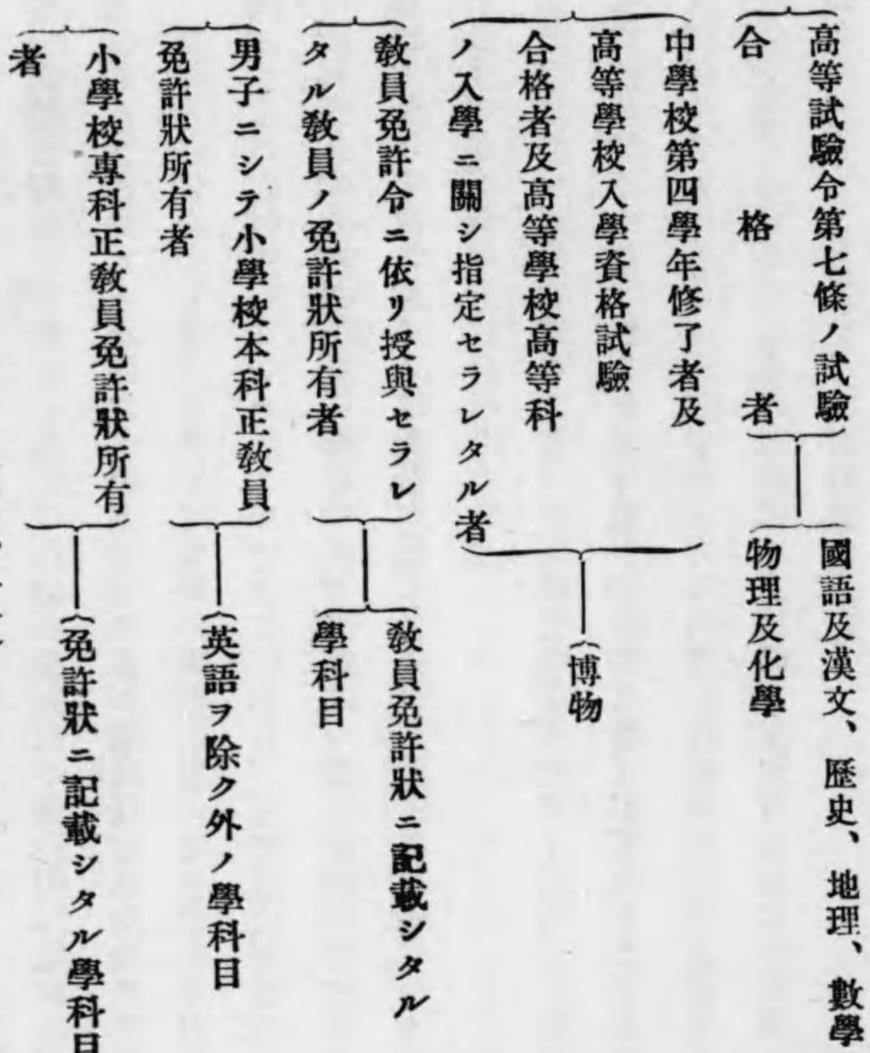
女子の方は、國語(講讀、文法、作文) 數學(算術) 地理、歴史、理科(理化、博物、生理) 修身、裁縫(筆答、實地) 家事(筆答、實地) 體操の九科目で試験程度は四ヶ年の高

等女學校卒業程度である。

●免除科目

第七條の「之ニ合格セザルモ受験學科目中合格點ヲ得タルモノアルトキハ、其ノ證明書ヲ交付ス」といふのは、此の「專檢」は一回の試験で全科目に合格しなくても一科目でも二科目でも合格點に達したものは其の科目の合格證明書が與られ、次の受験の時には、その科目は試験を受けなくてよい。即ち永久に保留される。

第七條の「前項ノ規定ハ大正七年文部省令第三號第六條第二項ニ依ル證明書ヲ有スル者ニ付之ヲ準用ス」とあるのは、高等試験資格試験（高等文官試験の豫備試験を受け資格試験で中學卒業業者並にそれに准ずる資格のない者が受けねばならぬ）の科目合格者が若し「專檢」を受験する場合には、その高等試験資格試験で保留された合格科目は「專檢」では受けなくてもよい。即ち免除される。
第八條に依り學科目の試験を免除されるものは左の通りである。



專檢は毎年二回四月と九月に全國各府縣で施行されるから、受験地の地方廳に出願す

ると地方廳から試験場を通知がある。(東京は文部省に出願する)試験は全國同日に同一試験を行ふ。尙此の「専檢」は内地の文部省の他に朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、關東廳に於ても別に之を行ふのであるが試験規定は内地のと同様である。

専檢受験の上で一番厄介なのは學科の範圍の廣いことである。併し勿論一度に全部合格しなければならぬといふのではないから、三回或は四回位で全科目合格する積りで勉強したら比較的樂にやられる。問題は一般に常識的で基本的なものが多いから専檢を受けようとする人は各科を通じて先づ常識的な基礎的事柄をしつかり頭に入れるように心掛けなければならぬ。

勉強は全く獨學でやるよりは中等程度の豫備校にでも通つてやつた方が力もつくし又比較的樂である。然しそれは地方に於ては殆ど不可能なことであるから地方に居つて獨學する人は中學講義録を基本としてこれに中學の教科書参考書を配して勉強されたら十分であらう。しかし又教師先輩等の意見をきき、或は受験雜誌等によつて問題の傾向を知ることを怠つてはならない。

(三) 實檢(獨學者の道)

「實檢」といふのは「實業學校卒業程度學力檢定試験」のことで、現在實業に従事し又は將來實業に従事せんとする獨學青少年諸君の爲に其の志望に應じて、實業學校卒業程度の學力を有することを公認するのがその目的で、これは大正十四年度から開かれた。そして之は商業、工業、農業等それぞれ志願によつて受験させるもので其の合格者は實業學校卒業程度の學力があるものと認定されるのである。以前は此の試験に合格しても高級學校に入學資格はなつたが、昭和三年から専檢と同じく、之に合格した者は、中等學校卒業生と同じ資格になつて、凡ての高級學校への入學資格が興へられることになつた。

齒科に進まうとする人で獨學によつて専門學校入學の資格を獲得しようとする者はこの實檢によるよりはむしろ専檢の方がよい。然し中には始め實業に従事する積りで其の方面の逸強し、中途からその目的を變更して齒科醫にならうとする人もあるかもしれぬ。又種々な事情で實檢の方が都合のよい人があるかもしれぬから左に其の規定

の全文を舉げて置く。

●實業學校卒業程度檢定規程(昭和三年改正)

- 第一條 實業ニ従事シ又ハ従事セントスル者ノ爲實業學校卒業程度ノ檢定ヲ行フ
- 第二條 實業學校卒業程度ノ檢定ハ男子ニアリテハ尋常小學校卒業ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノ實業學校卒業程度ニ依リ女子ニ在リテハ尋常小學校卒業ヲ以テ入學資格トスル修業年限四年ノ實業學校卒業程度ニ依リ之ヲ行フ
- 檢定ヲナスヘキ學科目ハ工業學校規程、農業學校規程、商業學校規程、水産學校規程、及商船學校規程ノ各必須學科目トス、但シ加設學科目中ヨリ適宜選擇シテ檢定學科目ニ加フルコトヲ得
- 第三條 檢定ヲナスヘキ學校ノ種別、學科、學科目ハ之ヲ告示ス
- 檢定ハ毎年一回以上之ヲ行ヒ其ノ檢定ノ期日、場所、出願期限ハ豫メ之ヲ告示ス
- 第四條 檢定ヲ受ケントスル者ハ願書(第一號書式)ニ左ノ書類ヲ添へ住所地ノ地方應ヲ經由シテ文部大臣ニ出願スヘシ

一 履歷書(第二號書式)

二 戶籍抄本

三 寫眞(手札形トシ半身脱帽ニテ出願前六月以内ニ撮影シ臺紙ニ貼付セス裏面ニ撮影年月日、本籍地、氏名ヲ記載シタルモノ)

四 第七條ノ證明書ヲ有スル者ハ其ノ爲

第五條 檢定ヲ受ケントスル者ハ手数料トシテ一學科ニ付金七圓ヲ納付スヘシ

第六條 檢定ニ合格シタル者ニハ合格證書(第三號書式)ヲ付與ス

第七條 檢定ヲ受ケタル者ニシテ之ニ合格セザルモ 受験學科目中ニ付實業學校卒業程度ノ學力アリト認めタルトキハ其ノ證明書(第四號書式)ヲ交付スルコトアルベシ

前項ノ證明書ヲ有スル者ニシテ當該學科ニ付檢定ヲ出願シタルトキハ當該學科目ノ試験ヲ免除ス

第八條 不正ノ方法ニ依リ檢定ヲ受ケントシタル者又ハ檢定ニ關スル規定ニ違反シ

タル者ハ其ノ檢定ヲ受クルコトヲ得ス檢定後前項ノ事實發覺シタルトキハ既ニ交付シタル合格證書又ハ證明書ハ其ノ效力ヲ失フ

第九條 合格證書ヲ有スル者氏名ヲ變更シ又ハ該合格證書ヲ亡失毀損シタルトキハ其ノ書換若ハ再交付ヲ出願スルコトヲ得第七條ノ證明書ニ付又同シ前項ニヨリ合格證書又ハ證明書ノ書換若ハ再交付ヲ出願スル者ハ手数料トシテ金一圓ヲ納付スヘシ

第十條 手数料ハ收入印紙ヲ願書ニ貼付シテ之ヲ納付スヘシ既納ノ手数料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ於テ檢定ニ合格シタル者又ハ第七條第一項ノ證明書ヲ有スル者ニシテ當該學科ニ付更ニ檢定ヲ出願シタルトキハ其ノ合格シタル學科目及第一條第一項ノ證明書ヲ交付シタル學科目ノ檢定ヲ免除ス

第一號書式 (用紙美濃紙)

受 驗 願 書

收 入	印 紙
-----	-----

本 籍

現住所

學校ノ種類 何
學 科 何

氏 名

年 月 日 生

免除學科目 何

私儀實業學校卒業程度ニ依リ檢定相受度書類ヲ具シ此段相願候也
年 月 日

氏

名 印

文部大臣宛

(記載注意)

- 一 學校ノ種類ニハ工業學校、農業學校、商業學校、水産學校等ノ名稱ヲ記載スヘシ
- 二 學科ハ機械、建築、農業、養蠶、商業、水産等學科ノ種類ヲ記載スヘシ
- 三 免除學科目ニハ其ノ免除學科目ノ種類ヲ記載スヘシ
- 四 出願者氏名ノ漢字ニハ振假名ヲ付スヘシ

第二號書式 (用紙美濃紙)

履 歷 書

本 籍
現住所

氏

年 月 日 生

學 業

- 一 年月日 何學校何學科何學年ニ入學何年何月卒業(目下在學中)
- 一 年月日 何年何月施行實業學校卒業程度ノ檢定ニ於テ何學校何學科目證明書受領(證明書番號何號)

業 務

- 一 年月日 何官拜命若ハ何業ニ従事何年何月何事由ニ依リ退官若ハ廢業

賞 罰

- 一 年月日 何事由ニ依リ何賞若ハ何罰ヲ受ク身上ニ關スル事項
- 一 年月日 何事由ニ依リ何ト改氏名等

(記載注意)

- 一 業務ハ現在若ハ最近ノ經歷ニ限り記載スヘシ

- 二 賞罰ハ經歷上特ニ重要ナル事項ニ限リ記載スヘシ
- 三 身上ニ關スル事項ハ本籍氏名ノ變更等身上ノ異動ヲ詳記スヘシ

第三號書式

昭和年 第 號

合格證書

本籍

氏

名

年 月 日 生

右ハ實業學校卒業程度檢定規定ニ依リ何學校何學科檢定ニ合格シタルコトヲ證ス
年 月 日

文 部 省 科

●施行學校と科目の種類

この檢定試験は大正十四年から開始され、昭和七年九月施行のもの學校及科目の種類は、工業學校の部(機械科、建築科) 農業學校の部(農業科) 商業學校の部(商業科)の四科で其の各々の試験科目は左の如きものである。

工業學校機械——材料及工作法、應用力學、原動機(熱機關水力學及水力機) 公民科、數學(代數、幾科、三角法) 圖畫及製圖、電氣工學大意、國語(講讀、作文) 體操、英語(譯讀) 地理及歴史、修身、物理及化學、實驗及實習。

工業學校建築科——建築構造、施工法及規矩法、材料及構造強弱、建築法規、建築沿革、公民科、數學(代數、幾何、三角法)、國語(譯讀、作文)、體操、英語(譯讀) 地理及歴史、修身、物理及化學、用器畫法、圖畫及製圖。

農業學校農業科——耕種(作物、園藝、病蟲害、土壤、肥料、農具及農業土木) 畜産林業大意、養蠶、公民科、數學(算術、代數、幾何、測量)、地理及歴史、國語(講讀、作文) 修身、物理及化學(氣象ヲ含ム)、英語(譯讀)、圖畫、博物、體操、實驗及實習。

商業學校商業科——地理(商業地理ヲ含ム)、歴史(商業歴史ヲ含ム)、理科、公民科
 數學(代數、幾何、珠算、商業算術)、商事要項及實踐、簿記(商業簿記、銀行簿記)
 商品、國語(講讀、作文、商業文ヲ含ム)、英語(譯讀、作文、商業英語ヲ含ム)、
 圖畫、修身、體操。

●受験地と學科

北海道	農業、商業	愛知縣	機械、建築、商業
宮城縣	農業	京都府	農業、商業
秋田縣	商業	大阪府	機械、建築、商業
東京府	機械、建築、農業、商業	兵庫縣	機械、建築、農業
神奈川縣	機械、建築、商業	岡山縣	商業
廣島縣	機械、建築、農業	新潟縣	農業
香川縣	農業	石川縣	商業
静岡縣	農業	長野縣	農業

熊本縣 農業

福岡縣 機械、建築、農業

茨城縣 農業

尙昭和七年度は九月二十五日より十月二日迄八日間に亘つて施行され、出願期限は八月十日であつた。

此の檢定試験も專檢と同じく一度に全科に合格しなくても其の中の一科若しくは數科が合格點に達してゐる場合はその科目丈の合格證書が與へられる、従つて次回に受験する際には其の科目は受験しなくてもよい。

以上獨學者の道として專檢と實檢とに付て述べて來たが若し事情が許すならば專檢や實檢によらず、夜學中學か夜學實業學校に入學するがよい。夜學の實業學校は大てい認定されて居り、夜學中學も本年度からは東京府立中學の夜學は皆、私立では開城中學と麻布中學の夜學が認定されたから此等の學校を卒業すれば專檢や實檢を受ける必要なく晝間の中等學校卒業者と同様専門學校に入學する資格が得られる。

第二節 歯科醫學校

(一) 歯科醫學校の變遷

歯科教育機關は明治二十一年歯科矯和會が高橋富士松氏に依つて創立されたのかその嚆矢で、これは單に講習會の形であつたが、これと略々同時に即ち明治二十一年三月東京歯科醫學校（東京京橋區）が學校として設立されたのが嚆矢であらう。次で明治廿三年十二月高山齒科學院（芝區伊皿子）が設立され、次で日本齒科講義會が講習會の形で設立され、關西では明治二十七年愛知齒科醫學校（名古屋）、關西齒科學院（神戸）に創立された。明治三十三年二月高山齒科學院が東京齒科醫學院（設立者血脇守之助氏）と改稱され、次で明治四十年六月共立齒科醫學校（設立者中原市五郎氏）が設立され、同四十二年六月これを日本齒科醫學校と改稱した。

明治四十年九月専門學校令に依つて、東京齒科醫學院が東京齒科醫學院専門學校（東京神田區 創立者血脇守之助氏）と改稱し、明治四十三年二月一日齒科法第一條第一號の指定を受けた。これが日本に於ける齒科醫學専門學校の嚆矢である。明治四十二年八月、日本齒科醫學校が日本齒科醫學専門學校と改稱され（設立者中原市五郎氏）、同四十三年六月一日指定された。

降つて大正元年に大阪齒科醫學校、ついで大阪齒科醫學専門學校（創立者朝日奈藤太郎氏 大正九年三月十二日指定）大正三年には九州齒科醫學専門學校（創立者國永正臣氏 大正十年八月指定）大正五年東洋齒科醫學校（神田區駿河臺 設立者 佐藤運雄氏が創立され、大正九年三月東洋齒科醫學専門學校と改稱し大正十一年日本大學に合併されて日本大學専門部齒科となり、大正十三年八月指定された。大正十三年京城に齒科醫學校が設立され、ついで京城齒科學専門學校（創立者榊樂達見氏）となり昭和五年一月指定された。

女子の齒科醫育機關に就ては、明治四十二年東京女子齒科學専門學校が（創立者、大久保潜龍氏）創設され、大正十一年専門學校令に依る専門學校となり、昭和二年三月指定された。大正七年四月には明華女子齒科醫學校が（創立者香山明氏）創立され

大正十一年専門學校令に依つて明華女子齒科醫學專門學校を開設し、大正十五年十月校名を現在の東洋女子齒科醫學專門學校と改稱し大正十五年十一月に指定された。

専門學校以外のものでは廣島女子齒科醫學學校（明治四十四年熊谷鐵太郎氏創設）京北高等齒科醫學學校（大正十五年大久保通次氏創設）日本大學齒科醫學學校（大正十五年川合涉氏創設）東北齒科醫學學校（坪井貴主治氏創設）等がある。

(二) 學校の選擇

學校はどれにするかを決する場合にも種々迷ふものであるが、要するに自分の境遇から見て最も勉強に好適の地にあるものを選ぶべきである。例へば苦學をしようと思ふ人は田舎の學校は不適當でどうしても都會の學校を選ばなければならぬ。

齒科醫學學校と齒科醫學專門學校とは勿論専門學校の方がよいが、専門學校の間でも、教授の顔振や施設等に多少の差異はあるが、何れも適當と認めて文部大臣の指定したものであるから大した相違はない。要は己の勉強の態度如何である次に齒科の學校の主なるものを舉げて見よう。

(三) 齒科醫學專門學校の部

○東京齒科醫學專門學校(私立)

所在地 東京市神田區三崎町二ノ九

創立 明治二十三年

校長 LLD 血脇守之助

修業年限 四箇年

入學資格 中學卒業者及同資格者

試験科目 (一)學業考査(出身學校在學中の成績) (二)學科試験(數學「代數、平

面幾何」英語又ハ獨逸語「歐文和譯、和文歐譯」無機化學 (三) 技工

考査 (四) 性格考査 (五) 體格檢査

合格率(昭和七年度)

受験者數	採用數	競争率	合格率
五八五	二一九	二、六七	三、八

學費

入學料

一〇圓

授業料

各學年共(二期分納)年一五〇圓

教科書費
参考書費

一學年三〇圓、二學年五五圓、三學年二五圓

實習用機械費

一學年四五圓、二學年一一〇圓、三學年七五圓

四學年二五〇圓

修學旅行教練學
生會院反會費

一學年二一圓、二學年一八圓、三學年二一圓

四學年五圓

卒業生稱號 東京齒科學學士

特典 卒業生は無試験開業の特典あり

○日本齒科醫學專門學校(私立)

所在地 東京市麴町區富士見町六ノ二

創立 明治四十年

校長 ドクトル、オヴ、サイエンス、中原市五郎

修業年限 四箇年

入學資格 中學卒業者及同資格者

試験科目 英語(英文和譯)、國語(作文)、化學(無機)、物理(力學電氣學)、體格檢

査、人物考査

合格率(昭和七年度)

受験者數

採用數

競争率

合格率

六〇九

二二一

二、七六

三、六

學費

入學料

一〇圓

授業料

各學年(每二期分納)年一五〇圓

教科書費
参考書費

自辨、一定せず

實習用機械費

自辨、一定せず

試験檢定料

卒業(前後期分納)三五圓

修學旅行教練學
生會院友會費

一定せず

卒業生稱號 日本齒科醫學士

特典 卒業生は無試験開業の特典あり

○日本大學專門部齒科(私立)

所在地 東京市神田區駿河臺二丁目

創立 大正九年

校長 醫學博士、佐藤運雄

修業年限 四箇年

入學資格 中學卒業者及同資格者

試験科目 英語又は獨逸語(解釋、作文)、國語漢文、物理、圖畫、身體檢查、人物考査
合格率 (昭和七年度)

受験者數	採用數	競争率	合格率
四八一	一五九	三、〇四	三、三
入學料	一〇圓		

授業料

各學年(比二期内納)年一五〇圓

教科書費

自辨、一定せず

實習用機械費

自辨、一定せず

試験檢定料

卒業(前後期分納)三五圓

修學旅行教練學
年會院友會費

一定せず

卒業生稱號 日本大學齒科醫學士

特典 卒業生は無試験開業の特典あり

○大阪齒科醫學專門學校(私立)

所在地 大阪府北河内郡牧野村

創立 明治四十四年

校長 DDS 朝日奈藤太郎

修業年限 四箇年

入學資格 中學卒業者及同資格者

試験科目 英語(和文英譯、英文和譯)、國語(作文)、數學(代數、平面幾何)、物理
化學(有機、無機)、圖畫(鉛筆畫)、手工(粘土)、身體検査及口頭試問

合格率 (昭七年度)

受験者數

採用數

競争率

合格率

三一三

一八九

一、六六

六、一

學費

入學料

一〇圓

授業料

各學年一〇〇圓

實習費

各學年五〇圓

教科書
參考書費

各學年一〇圓

實習用器械費

一學年三八圓、二學年一二七圓、三學年三〇圓

四年二〇〇圓

試験檢定料

三五圓

修學旅行教練學
生會院友會費

九〇圓

卒業生稱號 大阪齒科醫學士

特典 卒業生は無試験開業の特典あり

○九州齒科醫學專門學校(私立)

所在地 福岡市今泉町七〇

創立 大正三年

校長 醫學博士 永松勝海

修業年限 四箇年

入學資格 中學卒業者及同資格者

試験科目 英語(英文和譯、和文英譯)、國語(時文解釋、作文)、物理、化學(有機

無機)、圖畫、身體検査

合格率 (昭和七年度)

受験者數

採用數

競争率

合格率

四一五

二〇〇

一、六七

四、八

學費

入學料

一〇圓

授業料

各學年

教科書
参考書費

自辨 一定せず

實習用器械費

自辨 一定せず

試験檢定料

自辨 一定せず

修學旅行教練學
生會院友會費

自辨 一定せず

卒業生稱號 九州醫科醫學士

特典 卒業生は無試験開業の特典あり

○東京高等齒科醫學校(官立)

所在地 東京市本郷區湯島三丁目

創立 昭和三年

校長 醫學博士 島峰 徹

修業年限 四箇年

入學資格 中學卒業者及同資格者

試験科目 英語又は獨逸語(解釋並に翻譯)、數學(代數、平面幾何)、化學 口頭試

問及身體檢査

合格卒 (昭和七年度)

受験者數

採用數

競争卒

合格卒

七九七

一〇〇

七、九七

一、三

學費

入學料

五圓

授業料

各學年共(二期分納)年八十圓

實習費

各學年共 二〇圓

教科書
参考書費

一〇〇圓

實習用器械費

一學年八〇圓、二學年一四〇圓、三學年七〇圓

四學年七〇圓

修學旅行教練學
生會院友會費

各學年一〇圓宛

卒業生稱號 齒科得業士

特典 卒業生は無試験開業の特典あり

○京城齒科醫學專門學校(私立)

所在地 京城府長谷川町

創立 大正十三年

校長 醫學博士 柳樂達見

修業年限 四箇年

入學資格 中學卒業者及合資格者

試験科目 國語、英語及は獨逸語、物理、化學、人物參考查及體格検査

合格率 (和昭七年度)

受験者數	採用數	競争率	合格率
一六五	一四二	一、一六	八、六
入學料	一〇圓		

授業料 各學年八〇圓

實習費 各學年五〇圓

教科書費 各學年一〇圓

實習用器械費 一學年三五圓、二學年一二〇圓、三・四學年二一〇圓

卒業生稱號 京城齒科醫士

特典 卒業生は無試験開業の特典あり

○東洋女子齒科醫學專門學校(私立)

所在地 東京市本郷區元町二丁目五十三番地

創立 大正七年

校長 宇田 尙

卒業年限 四箇年半(豫科半箇年、本科三箇年、專攻科一箇年)

入學資格 四箇年以上の高等女學校卒業者及同資格者

試験科目 算術、國語、口頭試問及體格検査。(但し出身學校長の推薦ある者は定員

に達する迄入學願書提出順により入學を許可す。

學費 入學料 一〇圓

授業料 豫科五〇圓、各學年共(二期分納)一五〇圓

教科書費 豫科一五圓、一、二、三年五圓

實習用器械費 一年七〇圓、二年九五圓、三年一一〇圓

試験檢定料 五〇圓(本科卒業試験費二〇圓、専攻科三〇圓)

修學旅行學生會 院友會費 各學年九圓

卒業生稱號 東洋女子齒科醫學士

特典 卒業生は無試験開業の指定あり

○東京女子齒科醫學專門學校(私立)

所在地 東京市品川區大井水神町二〇九二

創立 大正十一年

校長 代理DDS 中村五六

修業年限 四箇年半(豫科半箇年、本科三箇年、専攻科一箇年)

入學資格 四箇年以上の高等女學校卒業者及同格者

入學法 募集人員定員に達する迄入學願書提出順に依り無試験入學を許可す、定員以上に達したる時は國語、算術、口答試問等の選抜試験を施行す

學費 入學料 一〇圓

授業料 豫科五〇圓(各學年共年一五〇圓)

教科書費 参考書費 自辨 一定せず

實習用器械費 自辨 一定せず

試験檢定料 自辨 一定せず

修學旅行學生會 院友會費 自辨 一定せず

卒業生稱號 東京女子齒科醫學士

特典 卒業生は無試験開業の特典あり

(四) 齒科醫學校の部

○日本大學齒科醫學校(私立)

所在地 東京市神田區駿河臺二丁目

創立 大正十五年

校長

修業年限 三箇年(夜間授業)

入學資格 中學卒業者及同資格者

試験科目 英語又は獨逸語(解釋、作文)、國文及作文、圖畫、身體檢查及人物考査

募集人員 一五〇名

學費 入學料 五圓

授業料 月額七圓

特典 卒業生は改正齒科醫師試験の受験資格あり

○京北高等齒科醫學校(私立)

所在地 埼玉縣大宮町

創立 大正十五年

校長 大久保通次

修業年限 三箇年

入學資格 中學卒業者及同資格者

試験科目 國語(古文、現代文、書取)、人物考査體格検査

募集人員 一〇〇名

學費 入學料 五圓

授業料 各學年共年八〇圓(二期分納)

實習費 第一學年二〇圓、第二學年二五圓、第三學年三〇圓

教科書費 第一學年二五圓、第二學年二七圓、第三學年一五圓

實習用器械費 第一學年六二圓、第二學年一二七圓、第三學年八圓

試験檢定費 (卒業) 一〇圓

校友會費 各學年 一〇圓(昭和八年度は六圓に減額)

特典 卒業生は改正國定試験受験の資格を有す

○東北歯科醫學校(私立)

所在地 仙臺市東八番町二番町

校長 坪井貴主治

修業年限 三箇年(夜間は四箇年)

入學資格 中學卒業者及同資格者

試験科目 入學資格を有する者は願書受附順に依り一百名を限り考査入否を決定し

其の超過員に對してのみ考査並に國語、漢文、物理、化學に就き試験を

行ひ入學者を選定す

學費 入學料 五圓

授業料 本科は書間部は年一二〇圓、夜間部は年八〇圓、研

究科は八〇圓(二期分納)

特典 卒業生は改正國定醫師試験の受験資格あり

(五) 體格検査の標準(東京齒科醫專)

左の各項の一に該當するものを不合格とす

- 一、身體發育の不完全なる者、動作に著しき障礙を來すべき不具畸形を有する者
- 二、體質の甚だ薄弱なる者
- 三、治癒し難き又は傳染の危険ある痼疾殊に結核病或は花柳病を有する者
- 四、視力^{20/30}に達せざる者(但し眼鏡を用ふるも妨げなし)
- 五、兩耳共に聽力^{30/200}に達せざる者

以上の標準に對し自ら不安心と思はるゝ向は、豫め校醫の診斷を請はるゝも可なり

(六) 齒科醫專門學校卒業者の就職狀況(東京府社會課調査)

東京齒科醫學專門學校		昭和三年度		昭和四年度	
卒業生	就職者	未定	不明	卒業生	就職者
一二七	一一二	一五	—	一五五	一三七
一五四	一〇七	四七	—	四三六	三五六
		昭和五年度		合計	
		—	—	八〇	—

日本大學齒科 醫學專門學校	昭和三年度 一八六	昭和四年度 一七五	昭和五年度 一九一	昭和六年度 一七六	昭和七年度 一〇〇	昭和八年度 一七五	昭和九年度 一六四	昭和十年度 一一一
	昭和五年度 一八五	昭和六年度 七	昭和七年度 五五二	昭和八年度 五二四	昭和九年度 二八	昭和十年度 —	昭和十一年度 —	昭和十二年度 —
			合計	合計	合計	合計	合計	合計

日本大學專門 部齒科	昭和三年度 一四六	昭和四年度 一六五	昭和五年度 一五八	昭和六年度 一三五	昭和七年度 四	昭和八年度 一四八	昭和九年度 五	昭和十年度 一一二
	昭和五年度 一四〇	昭和六年度 一三	昭和七年度 四六九	昭和八年度 四二三	昭和九年度 二二二	昭和十年度 二四	昭和十一年度 —	昭和十二年度 —
			合計	合計	合計	合計	合計	合計

東洋女子齒科 醫學專門學校	昭和三年度 八五	昭和四年度 七七	昭和五年度 六〇	昭和六年度 五六	昭和七年度 一一	昭和八年度 一八	昭和九年度 一一	昭和十年度 一一
	昭和五年度 四八	昭和六年度 一一	昭和七年度 二二二	昭和八年度 一六一	昭和九年度 二〇	昭和十年度 四一	昭和十一年度 —	昭和十二年度 —
			合計	合計	合計	合計	合計	合計

第三節 歯科醫師試験

以上挙げた諸學校の中専門學校卒業者は直に開業の資格が與へられるけれども、修業年限三箇年の醫學學校卒業者は皆歯科醫師試験を受けなければ開業醫とはなれない。

(一) 歯科醫師試験の變遷

醫師試験の制度は明治元年太政官布告を以て制度されたもので、この試験科目は内科、外科、産科、眼科、口中科、整骨科で専科制であつた。明治五年内務省達示を以て醫師試験規則の一部が改正されて、内外、外科を原則科目として、別に専門として産科、眼科、口中科を受験するものは、局所の生理、解剖、組織、手術等の科目を受験して免許を受けた。

明治十二年に醫師試験が改正され、明治十六年に醫制の改正があり、明治十七年には醫籍の分離統一が行はれ、醫師免許證は中央政府がこれを與へることとなつて、醫師試験規則及免許規則に改正を加へて、歯科醫師試験が醫師試験から分離することと

なつた。

齒科醫師學術試驗は明治四十一年四月までは解剖、生理、病理、治術、藥物、器械學等であつたが同年九月に改正され器械學が除かれて新に口腔外科學技工學が加はり大正二年再び改正があつて現在に至つたものである。

(二) 齒科醫師試験規則

第一條 齒科醫師試験ハ毎年二回之ヲ行フ

試験ヲ施行スヘキ地方及試験期日ハ内務大臣之レヲ告示ス

第二條 試験ヲ分チテ學說試験及實地試験トス

學說試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

解剖學(組織學ヲ含ム) 生理學、藥物學、病理學(細菌學ヲ含ム) 口腔外科學

以上ノ學科目ノ試験ハ齒科醫師ニ必要ト認ムル範圍及程度ニ止ム

齒科治術學(齒科矯正學ヲ含ム)齒科技工學

學說試験ニ合格シタル者ニアラサレハ實地試験ヲ受クルコトヲ得ス

第三條 學說試験實地試験ヲ分チテ之ヲ受クルコトヲ得

第四條 齒科醫師試験ハ中學校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ノ卒業生又ハ之

ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ修業年限三箇年以上ノ齒科醫學校ヲ卒業シタル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

一、無期又ハ六年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタルモノ及舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者但復權ニ依リ醫師ノ免去ヲ受クルノ資格ヲ回復シタル者ハ此ノ限りニ在ラス

二、聾者啞者及盲者

第六條 六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタル者又ハ醫事ニ關シ罰金ニ處セラレタル者ハ試験ヲ受クルコトヲ許ササルコトアルヘシ

第七條 試験ヲ受ケントスル者ハ受験願書(第一號書式)ニ左ノ書類ヲ添へ毎年一月、六月中ニ試験ヲ受クヘキ地ノ地方長官ニ提出スヘシ但實地試験ノミヲ受ケントスル

者ハ居住地ノ地方長官ニ提出スヘシ

一、履歷書(第二號書式)

二、身分ニ關スル本籍地市區市町付長又ハ之ニ準スヘキ者ノ證明書(第三號書式)

三、第四條ノ要件ニ關スル當該學校長ノ證明書

四、寫眞(手札形縦約四寸横約二寸五分トシ出願前六箇月以内ニ脱帽ニテ撮影シタルモノニシテ其ノ裏面ニハ出願シタル試験ノ種類撮影年月日族籍氏名ヲ記載スヘシ)

地方長官ハ前項ノ書類ヲ調整シ二十日以内ニ之ヲ内務大臣ニ進達スヘシ

第八條 試験出願者ニシテ第五條又ハ第六條ニ該當スルモノアルトキハ地方長官ハ之ヲ内務大臣ニ具申スヘシ

第九條 試験ヲ出願スル者ハ手数料トシテ金拾五圓(學說試験ト實地試験トヲ分テ出願スル者ハ各拾圓)ヲ納付スヘシ

第十條 試験ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ授與ス

第十一條 合格證書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ合格證明書ノ下付ヲ出願スルコトヲ得

前項合格證明書ノ下付ヲ出願スル者ハ手数料トシテ金壹圓ヲ納付スヘシ

第十二條 手数料ハ其ノ金額ニ相當スル收入印紙ヲ願書ニ貼付スヘシ既納ノ手数料ハ之ヲ還付セス

第十三條 試験ニ關シ不正ノ行爲アリタル者ハ受験ヲ停止シ又ハ其ノ試験ヲ無効トシ尙期間ヲ定メテ試験ヲ受クルコトヲ許ササルコトアルヘシ

齒科醫師試験願書式

第一號書式

齒科醫師試験願

收入印紙

本籍

居所

齒科醫師になるには

七八

族稱

試験ノ種類學說試験又ハ學說實地試験
受験地

氏

名

年月日生

私儀右齒科醫師試験相受度履歷書身分其他ノ證明書及寫真相添へ此段相願候也
年月日

右氏

名印

内務大臣宛

第二號書式

履歷書

- 一、何年何月何中學校(女學校)ニ入學何年何月何日卒業
 - 一、何年何月何齒科醫學校入學何年何月卒業
 - 一、何年何月齒科醫師試験ヲ受ケ學說試験合格
- 右之通ニ相違無之候也

年月日

右氏

名印

第三號書式

身分證明書

- 一、府縣郡市町村番地華士族平民
戸主(何某何男何女兄弟)

氏

名印

第三章 齒科醫になるには

七九

一、年 月 日

一、齒科醫師試験規則第五條又ハ第六條ニ該當スルコトノ有無（第六條ニ付テハ罪名及處罰ノ程度ヲ記載スヘシ）

一、何年何月改氏名

右證明候也

年 月 日

市 區 村 長 印

此の齒科醫試験に對して中には過度の恐怖心を抱いてゐる者もあるが、齒科醫學校に於て三、四年間眞面目に努力した者にとつては容易に合格する程度のものである。

第四節 齒科醫師法

齒科醫師法

明治三十九年五月一日法律第四十八號	沿革
明治四十三年七月 法律第四十五號	
大正五年九月 法律第四十四號改正	
大正十四年四月 法律第四十五條改五	

第一條 齒科醫師タラムトスル者ハ左ノ資格ヲ有シ内務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

一、文部大臣ノ指定シタル齒科醫學專門學校ヲ卒業シタル者

二、齒科醫師試験ニ合格シタル者

三、外國齒科醫學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ齒科醫師免許ヲ得タルモノニシテ命令ノ規定ニ該當スル者

第二條 左ニ掲クル者ハ免許ヲ受クルコトヲ得ス

一、六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二、未成年者、禁治産者、準禁治産者、聾者啞者及盲者

第三條 六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタル者又ハ醫事ニ關シ罰金ニ處セラレタル者ニハ免許ヲ與ヘサルコトアルヘシ

第四條 内務省ニ歯科醫籍ヲ備ヘ歯科醫師免許ニ關スル事項ヲ登録ス登録スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條ノ二 歯科醫師ニアラサルモノノ歯科診察所治療所若ハ技工所ノ開設又ハ管理ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 歯科醫師ハ自ら診察セスシテ診断書處方箋ヲ交方シ又ハ治療ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 歯科醫師又ハ歯科診察所若ハ治療所ノ首長ハ診察簿ヲ備ヘ十箇年間之ヲ保存スヘシ

第七條 歯科醫師ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハズ業務上學位稱號及專門科名ヲ除クノ外其ノ技能療法又ハ經歷ニ關スル廣告ヲナスヲ得ス

第八條 歯科醫師ハ勅令ノ定ムルトコロニ依リ道府縣歯科醫師會ヲ設立スヘシ道府縣

歯科醫師會ハ日本歯科醫師會ヲ設立スルコトヲ得

歯科醫師會ハ土地ノ狀況ニ依リ郡市歯科醫師會ヲ設立スルコトヲ得

道府縣歯科醫師會日本歯科醫師會若ハ郡市歯科醫師會ハ法人トシテ勅令ノ定ムルトコロニ依リ歯科醫事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第九條 道府縣醫師會ハ道府縣ヲ區域トス

公私立ノ診察所若ハ治療所又ハ其ノ出張所ニ於テ診察及治療ニ従事スル歯科醫師ハ其ノ診察所治療所又ハ出張所ノ所在地ヲ區域トスル道府縣歯科醫師會ノ會員トス

第九條ノ二 日本歯科醫師會ハ内地ヲ區域トス

日本歯科醫師會ハ道府縣歯科醫師會ヲ以テ會員トス

第九條ノ三 郡市歯科醫師會ハ命令ニ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外郡市ヲ區域トス
第九條第二項ノ規定ハ郡市歯科醫師會ニ之ヲ準用ス

第九條ノ四 道府縣歯科醫師會日本歯科醫師會若ハ郡市歯科醫師會ハ會員ヨリ徴收スヘキ收入ニ關シテハ民事訴訟ヲ提供スルコトヲ得

第九條ノ五 道府縣齒科醫師會日本齒科醫師會若ハ郡市齒科醫師會ノ設立ノ手續機關ノ組織經費ノ負擔監督、會員ノ懲戒其外必要ナル事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 齒科醫師法第二條各號ノ一ニ該當スル時ハ其免許ヲ取消スヘシ

齒科醫師ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタルトキ又ハ業務ニ關シテ罰金ニ處セラレ若ハ不正ノ行爲アリタルトキハ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ齒科醫業ヲ停止スルコトアルヘシ其免許前ニ係ル場合亦同シ

本條ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖モ第二條第二號ノ原因止ミタル時又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ與フルコトアルヘシ

本條ノ處分ハ内務大臣之ヲ行フ但シ第二項及第三項後段ノ場合ニ於テハ中央衛生會ノ審議ヲ經ルコトヲ要ス

第十一條 左ニ掲ケル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ拾圓以上ノ科料ニ處ス

一、免許ヲ受ケスシテ齒科醫業ヲ爲シタル者

二、停止中齒科醫業ヲ爲シタル者

三、第四條ノ二第五條第六條若ハ第七條ニ違背シタル者

醫師ニシテ特ニ内務大臣ノ許可ヲ受ケスシテ齒科専門ヲ標榜シ又ハ齒科醫業中金屬充填鑲嵌義齒齒冠繼續及架工齒列矯正竝口蓋補綴等ノ技術ニ屬スル行爲ヲナシタル者又前項ニ同シ

第十一條ノ二 醫師ニシテ特ニ内務大臣ノ許可ヲ受ケ齒科専門ヲ標榜シ又ハ齒科齒業中金屬充填鑲嵌義齒齒冠繼續及架工齒列齒正並口蓋補綴等ノ技術ニ屬スル行爲ヲナス者ハ第四條ノ二第八條第一項第三項第九條第二項及第九條ノ三第二項ノ適用ニ付テハ之ヲ齒科醫師ト見做ス

附 則 (大正五年法律第四十四號)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法公布前一年以上齒科専門ヲ標榜シ引續キ齒科醫業ヲ爲醫師ニ對シテハ第十一條第二項ノ規定ヲ適用セス

附 則 (大正十四年四月 法律第四十五號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 本法ノ適用ニ就テハ明治十三年第三十七號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ同法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ト見做ス
 本法施行ノ際現ニ存スル歯科醫師會ハ本法施行ノ日ヨリ六月内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得ス

勅令第十二號

大正十四年法律第四十五號ハ大正十五年三月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第四章 歯科醫の現状

次に全國^{ぜんこく}歯科醫^{くわい}の分布状態と經濟^{けいぎ}状態^{じやうたい}とに關する統計^あを掲げて將來^あ歯科となる人々

の參考に供することにしよう。

第一節 歯科醫師の分布状態

(一) 歯科醫師數と人口 (昭和五年十一月調) (道府縣別)

道府縣	世帶數	人口	歯科醫師數	歯科醫師一人當り世帶數	歯科醫師一人當り人口
北海道	五〇九、七五六	二、八二二、三三三	四七三	一、二六六	六、四三六
青森縣	一四八、三九一	八七九、八二四	一一四	一、〇六一	七、七二八
岩手縣	一六三、六六五	九七五、七五一	七九	二、〇六三	一三、三五一
秋田縣	一六七、〇九五	九八七、七〇一	一一〇	一、三九二	八、三三一
宮城縣	一八七、六六一	一、一四三、六六七	一七〇	一、一〇四	六、七三三
山形縣	一七六、九八四	一、〇八〇、〇三七	一四〇	一、二六四	七、七二五
福島縣	二六三、九三九	一、五〇八、一三三	二五五	一、一七三	六、七〇三
新潟縣	三四六、六六七	一、九三三、三二二	三三七	一、一五六	七、〇〇三
茨城縣	二八二、一一〇	一、四七三、〇五七	三三〇	一、三三三	六、四六五
栃木縣	二〇五、三六〇	一、一四一、六三三	一八四	一、二二六	六、二〇五

群馬縣	二七、〇三五	一、一八六、〇六六	一七三	一、三六三	六、八九六
埼玉縣	二六五、三五三	一、四九九、一六八	三三〇	一、一五四	六、三四四
東京府	一、一五五、七七二	五、四〇八、三六三	二、一〇一	四三三	二、〇六九
神奈川縣	三三三、三〇一	一、六一九、五八四	四六六	六四四	三、四七六
千葉縣	二八一、三六六	一、四七〇、〇九九	三九六	九五〇	四、九六七
山梨縣	一三三、〇一一	六三三、〇三七	一〇八	一、一三〇	五、八四三
長野縣	三三七、八七一	一、七二七、〇九七	三五四	九三六	四、八六二
静岡縣	三三二、八七一	一、七九七、七七八	三六三	九〇三	四、九三三
愛知縣	五三二、一四六	二、五六七、三九八	六五五	七八四	三、八六一
富山縣	三三五、〇七一	一、二七八、三六六	三二一	一、一四一	五、五八五
石川縣	一五〇、六六一	七七八、九六三	九八	一、五三七	七、九四九
福井縣	一五五、〇八四	七五六、八三七	二四	一、三六〇	六、六三九
三重縣	一三八、三〇八	六八八、一四一	六七	一、九一五	七、三三六
滋賀縣	三三五、七〇六	一、一五七、四〇四	三三七	九九五	四、八八四
和歌山縣	一四七、九六三	六九一、六三一	七	一、八九七	八、八六七
奈良縣	一七七、四四五	八三〇、七三四	一七六	一、〇〇八	五、七三〇
京都府	一三〇、三〇三	五九六、三三三	一五	一、〇六六	四、一八五

大阪府	三三八、三〇二	一、五五三、八一三	三七三	八八三	四、一七三
兵庫縣	七七〇、八六八	三、五三九、九九九	一、〇六六	七四四	三、四一七
岡山縣	五六一、五九九	二、六四六、〇五〇	六三三	八八六	四、一六七
鳥取縣	二七四、九一五	一、二八三、九三三	三二五	八七三	四、〇七六
廣島縣	九四、七三九	四八九、二六九	四	一、〇一九	五、二六一
島根縣	三六〇、八九七	一、六九二、〇五三	三六一	一、〇〇〇	四、七〇四
山口縣	一五七、五六八	七三九、四七三	一一三	一、三九四	六、五四四
徳島縣	二四九、一八八	一、一三三、六三七	三三三	一、一三三	五、一五
香川縣	一四四、五四〇	七二六、五三四	一〇三	一、一三三	六、九七七
高知縣	一五〇、一三三	七三三、八一八	一一六	一、四〇三	六、三二七
愛媛縣	一五三、九七七	七二八、一五七	一一一	一、三九四	六、四七〇
福岡縣	三三九、五〇九	一、一四三、一一三	一九五	一、三三七	五、八五七
佐賀縣	四九六、四七	二、五三七、〇七九	五四七	九〇八	四、六九三
長崎縣	一六、七三六	六九一、四三三	一三三	九七五	五、三三六
大分縣	二四一、五七四	一、三三三、八三三	一六七	一、四四六	七、三六二
熊本縣	一九〇、三二八	九四三、七五一	一九四	九八一	四、八七五
宮崎縣	二五六、二九五	一、三三三、九〇八	一七六	一、四五六	七、六九三

齒科醫師になるには

九〇

鹿兒島縣	一四八、〇〇六	七六〇、四五〇	九七	一、三三六	七、八四〇
沖繩縣	三三、〇八三	一、五五六、六七四	一六六	一、九四〇	九、三七八
平均	一三三、二七四	五七七、七〇八	二	五、八七〇	二七、五〇〇
合計	一三、七〇五、八九六	六四、四四七、七三四	一三、四九八	九四一	四、七七五

都市別

市の名稱	世帯數	人口	齒科醫師數	齒科醫師一人當り世帯數	齒科醫師一人當り人口
大阪	五四一、〇三三	二、四五五、五六九	八三九	六四五	二、九二四
東京	四一五、六三〇	二、〇〇〇、五九九	一、三四〇	三〇九	一、五四五
名古屋	一九〇、三七九	九〇七、四〇一	三三六	五八四	二、七八三
神戸	一七八、三三七	七九七、九六六	二九三	六〇九	二、六六八
京都	一六二、〇七五	七六五、一四三	三五三	六四一	三、〇三四
横濱	一三五、九三九	六〇〇、二九六	二九	六二一	二、八三三
廣島	五八、九五二	二七〇、三六五	四九一	四一九	二、二五三
福岡	四三、四九六	三三八、二九〇	四七八	四七八	二、五〇九

市の名稱	世帯數	人口	齒科醫師數	齒科醫師一人當り世帯數	齒科醫師一人當り人口
長崎	四三、八三三	二〇四、一七九	六一	八七四	四、一六七
函館	三六、三九一	一九七、三三三	六二	六三八	三、二三四
吳	三九、一三〇	一九〇、二六五	五五	七二一	三、四九九
仙臺	三五、三三七	一九〇、一七七	八	四三〇	二、三九九
札幌	三三、七五三	一六八、五七五	六	四三二	二、二二八
八幡	三六、四九三	一六八、三二八	四	八九〇	四、一〇三
熊本	三三、三六三	一六四、四九九	六	五五八	二、八三三
熊澤	三三、八一〇	一五七、三〇九	五	六一五	二、八六〇
小金	二七、九四九	一四四、八八四	四	五七〇	二、九五七
小樽	三二、〇一一	一三九、三三二	七	四四三	一、九八九
岡山	二七、三三五	一三七、三三三	五	六〇五	三、〇五〇
鹿兒島	二六、三三三	一三六、四八一	三	四九七	二、五七五
静岡	三三、九一九	一三三、一七二	三	七三三	四、〇三六
佐世保	三三、八一七	一三五、一〇六	四	五二七	二、六〇六
新潟	二六、三二八	一四〇、三三七	三	六三二	三、三四三
堺	三六、三三七	一三〇、四七七	五	五三三	二、四〇九
和歌山	一九、五九八	一一一、三〇三	三	四五六	二、五六五
横須賀					

第四章 齒科醫師の現状

第四章 齒科醫の現状

室蘭	10,827	5,857	13	83	1,297
津	11,926	5,088	14	50	1,650
大分	10,389	5,294	13	26	1,293
福岡若松	11,701	5,736	11	1,059	1,778
長岡	10,926	5,866	12	55	1,867
高崎	12,346	5,923	15	90	1,397
那覇	15,301	6,537	11	1,192	5,055
宇部	13,899	6,171	11	1,264	5,561
姫路	13,551	6,217	11	1,006	5,006
盛岡	11,606	6,225	10	560	2,113
山口	11,331	6,343	10	591	2,338
山形	14,675	6,400	12	611	2,675
福井	14,016	6,507	13	638	2,978
岡崎	14,485	7,141	13	337	1,678
松本	14,849	7,312	13	395	1,678
長野	15,436	7,912	16	495	2,464
富山	14,436	7,099	16	518	2,888
青森	14,641	7,100	15	418	2,103

齒科醫師になるには

濱松	33,844	10,975	5	100	2,066
門司	24,499	10,817	5	84	3,732
川崎	33,771	10,436	4	50	2,484
豊橋	18,333	9,554	4	47	2,404
下関	33,031	9,859	3	68	2,404
大牟田	19,633	9,737	3	61	2,780
高知	33,526	9,691	3	60	1,979
徳島	30,033	9,014	3	57	2,528
岐阜	19,081	9,014	3	37	2,048
小倉	18,575	8,809	3	26	2,446
前橋	16,555	8,925	3	96	2,573
久留米	15,000	8,300	3	50	1,930
旭川	14,890	8,514	3	31	2,130
松山	18,333	8,379	3	80	2,171
宇都宮	16,544	8,360	3	55	1,892
高松	17,449	7,907	3	55	2,497
甲府	16,505	7,946	3	51	1,620

清宮水	八王	桐生	奈良	八王	四日	高岡	戸畑	釧路	郡山	宇治山	秋田	水戸	尼ヶ崎	千葉	佐賀
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	-----	----	----

10,731	10,815	9,379	10,255	11,336	10,333	11,344	9,910	10,973	9,499	10,546	9,290	10,260	11,253	10,538	8,722
--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	-------

55,644	54,596	53,906	53,906	52,781	52,866	52,811	51,700	51,674	51,584	51,079	51,069	50,657	50,065	49,086	46,178
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

26	18	18	19	23	20	18	14	13	14	13	18	17	17	17	23
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

413	610	531	540	493	527	630	609	844	680	413	377	251	395	663	390
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

2,141	3,033	2,939	2,785	2,295	2,594	2,878	3,697	3,975	3,685	2,233	1,834	1,380	1,948	2,945	1,818
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

鳥取	瀬戸	福山	大垣	明石	西宮	一宮	別府	弘前	若松	今治	足利	沼津	宇和	松江	米澤	福島
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

7,884	8,359	8,605	8,333	8,734	8,396	8,533	9,870	7,857	8,080	9,301	8,233	8,134	9,919	9,683	8,286	8,322
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

37,189	37,304	38,215	38,496	38,956	39,361	43,239	43,076	43,338	43,729	43,896	44,026	44,996	44,281	44,996	44,731	45,691
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

22	21	18	25	18	22	26	27	25	23	27	22	22	16	22	10	22
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

375	751	478	549	485	400	533	366	314	367	547	393	407	610	322	829	396
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

1,771	3,391	2,133	2,566	2,164	1,874	2,639	1,595	1,734	1,988	2,573	2,090	2,101	2,768	1,455	4,473	2,176
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

富山	鳥取	島根	岡山	廣島	山口	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島
181	101	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
26	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
4	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
110	17	101	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

沖繩	合計
17	2,077町村
33	5,877町村
50	7,842町村
3	86村
3	27村
3	8村
3	252村
3	7,690町村

備考 近年開業歯科醫師ナルニ至レル町村ノ缺如原因ヲ兩面ノ理由ヨリ見タモノデアル

第二節 齒科醫の經濟狀態

現今齒科開業の收支高は大たい次の如きものである

齒科開業收支 日本齒科醫師會 昭和五年二月調

一、一ヶ月平均齒業收入高

全國平均 二九一圓

北海道の四一九圓が最も高く、茨城縣の二一四圓が最も低い。尙この收支高を細別すると次のようになる。

一〇〇圓以下

八%

一〇〇圓以上一五〇圓以下	一九%
一五〇圓以上二〇〇圓以下	一六%
二〇〇圓以上三〇〇圓以下	二五%
三〇〇圓以上五〇〇圓以下	二一%
五〇〇圓以上七〇〇圓以下	七%
七〇〇圓以上一〇〇〇圓以下	三%
一〇〇〇圓以上	一%

となつて平均額に近い三〇〇圓以下が六八%を占めて居る

尙四十五圓といふのが各府縣の最低になつてゐて、市の平均は三四〇圓、町の平均は二八一圓、村の平均は一九五圓である

二、一ヶ月平均延患者數

全國平均 三一五人

北海道の四〇七人が最も多く沖繩の二一五人が最も少い。一日平均約十人で一人當

り診療費は九三錢になつてゐる

三、一ヶ月平均歯科器械材料費支出高

全國平均 七三圓

北海道の一六圓、沖繩縣の一四圓が最も多く宮城縣の四二圓、福島縣の四九圓が最も少い。一ヶ月収入に對比すると二五%になつてゐる

尙市は八四圓、町は七三圓、村は五一圓になつてゐます

四、一ヶ月平均各地金使用量

全國平均 九匁

大阪府、沖繩縣の十四匁が最も多く、山形縣、島根縣の五匁が最も少い

五、醫員助手の數及給料

全國平均 (醫員助手數) 〇、七人

給料 一八圓

醫員助手數は市は一人、町は〇、七人、村は〇、三人となつて居る。その給料は十八

圓であります

六、家族員

全國平均

六人

七、醫院賃借料

全國平均

二九圓

市は三九圓、町は二三圓、村は一七圓で自家と借家の割合は自家が四〇%である

八、健康保険との關係

歯科醫業收入の中には健康保険の歯科診療報酬も這入つてゐて、全國平均約九%で約一割に當る

長野縣の二三%が一番多く、沖繩縣の二%が一番少い

九、一ヶ年推定額

以上の數字に依つて昭和五年二月末日現在の歯科醫師數を計算すると次の數字となる

(イ) 歯科醫業收入高 四千五百三十九萬六千圓

(ロ) 歯科器械材料支出高 一千三十八萬八千圓

(ハ) 全地全使用量 一千四百四貫目

(ニ) 延患者數 四千九百十四萬人

歯科醫になるには(終り)

昭和八年六月十五日 印刷
昭和八年六月十日 發行

齒科醫師になるには
定價金 四十錢

編者 職業指導研究会

發行者 北村常三
東京市四谷區新宿町一丁目八十八番地

印刷者 太田米吉
東京市神田區錦町三丁目五番地

不許
複製

發行所

東京市四谷區新宿町一の八八番
振替口座東京二七三〇番

三友社

電話四谷二二二一

＝ 書 考 參 驗 受 及 習 自 ＝

再版	二十版	再版	十二版	六十版	七十四版
本多吉雄著 自學自習 受驗參考 代數學問題の解き方	石塚好忠著 自習及 受驗用 漢文の解釋と文法	文學士 青木武助著 學習指導 中等日本史	文學士 橋本辰彦著 自學自習 中等參考 趣味の東洋歴史	文學士 橋本辰彦著 自學自習 中等參考 趣味の西洋歴史 上・下二卷	文學士 橋本辰彦著 自學自習 中等參考 趣味の日本歴史 上・下二卷
四六判洋裝 定價四二〇 送料一〇二	四六判洋裝 定價四八二 送料一〇二	四六判洋裝 定價四三二 送料一〇二	四六判洋裝 定價四二〇 送料一〇二	四六判洋裝 定價四二〇 送料一〇二	四六判洋裝 定價四二〇 送料一〇二
●剩餘定題より對數までの試験問題が三 ●百餘題を何人も容易に理解することを得 ●來るべき人々困難と認められる問題 ●の自習と説明を兼ねて、大體に於て、 ●をき、丁寧に説明し、大體に於て、 ●をき、丁寧に説明し、大體に於て、	●各中等教科書及試験問題の主要なる ●各中等教科書及試験問題の主要なる ●各中等教科書及試験問題の主要なる	●中等學校の教授要目、小検、高、 ●中等學校の教授要目、小検、高、 ●中等學校の教授要目、小検、高、	●波瀾の多い東洋史を、嚴選された豊富 ●波瀾の多い東洋史を、嚴選された豊富 ●波瀾の多い東洋史を、嚴選された豊富	●歴史的考察の最新思潮に基づいて記述 ●歴史的考察の最新思潮に基づいて記述 ●歴史的考察の最新思潮に基づいて記述	●教科書に準じて、川上、神代、大田 ●教科書に準じて、川上、神代、大田 ●教科書に準じて、川上、神代、大田
京東座口替振 番〇三一七二	行發社友三	區谷四市京東 八八ノ一宿新	行發社友三	區谷四市京東 八八ノ一宿新	行發社友三

＝ 書 考 參 驗 受 及 習 自 ＝

重版	七十二版	再版	重版	重版	五十四版
中等教育研究聯盟編 現代 學生の 世界地理	角田政治著 自學自習 中等參考 趣味の世界地理 上・下二卷	橋本辰彦著 受驗指導 新しい日本地理	中等教育研究聯盟編 現代 學生の 日本地理	中等教育研究聯盟編 現代 學生の 日本地理	角田政治・橋本辰彦共著 改訂中等參考 趣味の日本地理
新判洋裝 定價五五〇 送料一〇二	四六判洋裝 定價四二〇 送料一〇二	四六判洋裝 定價四二〇 送料一〇二	新判洋裝 定價四〇〇 送料一〇二	新判洋裝 定價五〇〇 送料一〇二	四六判洋裝 定價四二〇 送料一〇二
●本書は、現代學生の日本地理の ●本書は、現代學生の日本地理の ●本書は、現代學生の日本地理の	●天下に定評のある「最近世界地理集成」 ●天下に定評のある「最近世界地理集成」 ●天下に定評のある「最近世界地理集成」	●本書は、各種受驗準備などに、 ●本書は、各種受驗準備などに、 ●本書は、各種受驗準備などに、	●本書は、各種受驗準備などに、 ●本書は、各種受驗準備などに、 ●本書は、各種受驗準備などに、	●本書は、各種受驗準備などに、 ●本書は、各種受驗準備などに、 ●本書は、各種受驗準備などに、	●文章に多大の趣味を保持し、最新 ●文章に多大の趣味を保持し、最新 ●文章に多大の趣味を保持し、最新
京東座口替振 番〇三一七二	行發社友三	區谷四市京東 八八ノ一宿新	行發社友三	區谷四市京東 八八ノ一宿新	行發社友三

＝書考參驗受檢專及檢小＝

刊新最	版五	版五	版五	版重	版重
野間 瑞夫著 小検査問題 問題解答式 教育史と論理學	宮野 輔著 専科正教員 檢定受檢用 附録試験によく出る教育上の術語の解説 教育大意問題精解	宮野 輔著 専正・保婦 檢定受檢用 教育科精説 (訂正増補版)	濱野 宮之助著 小學校教員及 専檢受檢用 修身科精説 (訂正増補版)	濱野 宮之助著 中學校教員 小學校教員 檢定受檢用 法制經濟精説	谷島源十郎著 受檢中心 問題中心 農業科精説
送料 三〇〇頁 定價 壹・五〇	送料 二三八頁 定價 壹・五〇	送料 四九八頁 定價 壹・七〇	送料 四八二頁 定價 壹・八〇	送料 四六二頁 定價 壹・六〇	送料 七六六頁 定價 三・五〇
●本書は教育科中の最大難關たる教育史と論理學について、各府縣に實際に出た問題を中心に、解答式に記述した理想的問題である。	●専科正教員は受檢科目以外にすべて教育大意、教授法、併せて各府縣に出た問題、及解答式に記述してある。	●専正・保婦受檢者の問題、今後出題の傾向、及答題の要領を知るに、此の参考書が最も役立つ。	●小學校教員及専檢受檢者の問題、今後出題の傾向、及答題の要領を知るに、此の参考書が最も役立つ。	●小學校教員及専檢受檢者の問題、今後出題の傾向、及答題の要領を知るに、此の参考書が最も役立つ。	●小學校教員及専檢受檢者の問題、今後出題の傾向、及答題の要領を知るに、此の参考書が最も役立つ。

東京市四谷区 三友社發行 振替口座東京 番〇三一七二 新宿一ノ八八

■■■ の君諸生學英 ■■■

編 郎 市 忠 井 荒



ミッキー・マウス

(イージイ・イングリツシュ)



トーカーで皆様と御馴染みの英語で書いたものです。マテイアル。コロクイアル。受合です。英語を面白く學ぶ爲には、ミツキー・マウスを是非一読せられん事を……

怪物ゴリラの巻

本巻もゴリラの二巻より成り、大なるゴリラに面白く書けてる。

開拓者の巻

本巻はパイオニア・デイスとトウラフイック・トラアルと二巻より成り、寫真版で、とても面白く、又非常に氣持のよい本です。

飛行家の巻

叔母さんとミニ・ミッキー君は、今飛行機で田舎へ向つてゐます。悪戯のミツキー君が操縦士となりまして、やがて地上が天にありませう。

ベビーゴルフの巻

吾等のミツキー君は、今彼の友達とツク・グーズ・ドッグ等々を召集して、ミツキー君は一體何を始めるのでせうか。興味一〇〇パーセント

音楽家の巻

大きな楽器入れに小さな笛が入つて、大きな楽器入れは雨に降つて来まして、そして中からは楽しい音楽が聞ゆた。

四定 六金 三金 十錢 送料 四金

(册各)

職 業 指 導 研 究 會 編

職 業 指 導 叢 書

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
理髮師になるには	洋画家になるには	小學校教員になるには	新聞記者になるには	看護婦になるには	齒科醫になるには	醫師になるには	海軍軍人になるには	陸軍軍人になるには	飛行家になるには
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
電信技手になるには	船員になるには	車掌になるには	鐵道員になるには	遞信官吏になるには	文士になるには	外交官になるには	巡查になるには	自動車運轉手になるには	美容師になるには

▲以下 續 刊

内容

本書は各々其の専門家の叙述である。
本書は其の内容説明が親切丁寧である。
本書によつて希望職業の羅針盤になる。

各 册

定 價 金 四 十 錢
送 料 金 四 錢

東 京 市 四 谷 區 三 友 社 發 行 振 替 口 座 東 京 番 〇 三 一 七 二 新 宿 一 〇 八 八 區

終

